



第9回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2022年12月23日（金曜日）午前11時
（受付開始時刻 午前10時30分予定）

開催場所

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号
ATC（アジア太平洋トレードセンター）
ITM棟 11F 西側

大阪環境産業振興センター
おおさかATCグリーンエコプラザ
セミナールーム

議決権行使期限

2022年12月22日（木曜日）午後6時

目次

第9回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 定款一部変更の件	4
第2号議案 取締役6名選任の件	6
第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式 の付与のための報酬決定の件	13
〈添付書類〉	
事業報告	16
計算書類	31
監査報告書	43

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場は極力見合わせていただき、書面による議決権行使をご利用いただけますよう、お願い申し上げます。

証券コード 7376
2022年12月7日

株 主 各 位

大阪市西区京町堀一丁目8番5号
B C C 株 式 会 社
代表取締役社長 伊 藤 一 彦

第9回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年12月22日（木曜日）午後6時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月23日（金曜日）午前11時
（なお、受付開始時刻は、午前10時30分を予定しております。）
2. 場 所 大阪市住之江区南港北二丁目1番10号
ATC（アジア太平洋トレードセンター）ITM棟11F西側
大阪環境産業振興センター おおさかATCグリーンエコプラザ
セミナールーム
（末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第9期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告及び
計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
4. 招集にあたっての決定事項
(1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
(2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

議決権行使のご案内

当日ご出席の場合

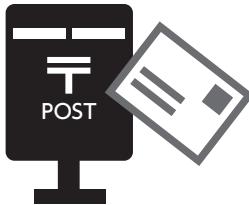


株主総会開催日時

2022年12月23日（金曜日）午前11時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席されない場合



行使期限

2022年12月22日（木曜日）午後6時必着

書面によって議決権を行使することができますので、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

~~~~~  
◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.e-bcc.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力株主総会へのご出席をお控えいただき、郵送による事前の議決権行使をいただきますよう、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

また、本総会におきましては、下記の感染予防対策を実施させていただきますので、予めご了承くださいますよう、お願い申し上げます。

- 接触感染のリスクを減らすため、お土産のご用意及び飲料のご提供はございません。
- 感染予防のため、間隔をあけた座席配置等を予定しており、ご用意できる座席が通常より減少する見込みでございます。そのため、入場は先着順とさせていただきます、満席となった場合はご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ご来場される場合は、ご自身のご体調をお確かめのうえ、マスクの着用等、感染防止策にご配慮をお願い申し上げます。
- 当日、株主様の体温を確認させていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- 開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項等の説明は、省略させていただく場合がございます。事前に本招集ご通知にお目通しいたいただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を更新する場合がございます。当社ホームページ (<https://www.e-bcc.jp/ir/>) より、発信情報をご確認くださいますようあわせてお願い申し上げます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供制度をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第17条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分が変更箇所)

| 現 行 定 款                                                                                                                           | 変 更 案            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 第1条～第16条 (条文省略)                                                                                                                   | 第1条～第16条 (現行どおり) |
| <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>                                                                                                | (削 除)            |
| 第17条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 |                  |

| 現 行 定 款                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p>            | <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>                  |
| <p>第18条～第48条 (条文省略)</p> | <p>第18条～第48条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                         |
| <p>(新 設)</p>            | <p>附 則</p> <p>1 変更後定款第17条(電子提供措置等)の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>2 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |



|                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>候補者番号 2</p> <p>再任</p> <p>やす はら ひろ ゆき<br/>安原弘之<br/>(1968年4月12日生)</p> <p>所有する当社の株式の数<br/>24,600株</p> | <p style="text-align: center;"><b>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</b></p> <p>1992年4月 日本電気株式会社 入社</p> <p>1997年1月 インテル株式会社 入社</p> <p>1998年5月 オートデスク株式会社 入社</p> <p>2001年8月 日本オラクル株式会社 入社</p> <p>2003年2月 日本パラメトリックテクノロジー株式会社 (現P<br/>TCジャパン株式会社) 入社</p> <p>2005年2月 営業創造株式会社 (2014年7月 BCCホールデ<br/>ィングス株式会社に商号変更) (注2) 入社</p> <p>10月 同社 IT営業アウトソーシング事業部長</p> <p>11月 同社 取締役</p> <p>2014年1月 当社 取締役</p> <p>7月 当社 代表取締役社長</p> <p>2016年9月 当社 取締役、同事業統括本部長 (現任)、同事業<br/>統括本部 営業創造カンパニー カンパニー社長</p> <p>2017年10月 当社 事業統括本部 スマイル・プラスカンパニー<br/>カンパニー社長</p> <p>2019年10月 当社 専務取締役 (現任)</p> <p>2021年10月 当社 事業統括本部 スマイル・プラス事業 (現ヘル<br/>スケアビジネス事業) 事業部長 (現任)</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### ■取締役候補者とした理由

同氏は、2005年に当社前身の営業創造株式会社に入社後、同社の事業を統括する事業部長就任、2005年より取締役に就任し、当社設立後、取締役社長として事業を統括、3社合併後は事業統括本部長として、現在は専務取締役事業統括本部長として当社の事業全般に関する豊富な実績を有しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き取締役候補者いたします。

|                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>候補者番号 3</p> <p>再任</p> <p>おか ばやし やす あき<br/>岡 林 靖 朗<br/>(1972年4月5日生)</p> <p>所有する当社の株式の数<br/>30,600株</p> | <p style="text-align: center;"><b>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</b></p> <p>1995年 4月 株式会社ジョイフル朝日（現DCMダイキ株式会社）入社</p> <p>2002年 1月 株式会社セントメディア（現株式会社ウィルオブ・ワーク）入社</p> <p>9月 ジェイズ・コミュニケーション株式会社 入社</p> <p>2006年 4月 営業創造株式会社（2014年7月 BCCホールディングス株式会社に商号変更）（注2）入社、同管理本部長</p> <p>12月 同社 取締役</p> <p>2012年 5月 スマイル・プラス株式会社（注2）取締役</p> <p>2014年 1月 当社 取締役、同管理本部長（現任）</p> <p>2015年 9月 BCCホールディングス株式会社（注2）常務取締役</p> <p>2016年 9月 当社 常務取締役（現任）</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

**■取締役候補者とした理由**

同氏は、2006年当社前身の営業創造株式会社に入社後、取締役管理本部長として、同社の総務・経理等の管理部門を統括し、当社の常務取締役管理本部長として、事業及び経営に関する豊富な知識と実績を有しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

|                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>候補者番号 4</p> <p>再任</p> <p>こ いで けい た<br/>小 出 契 太<br/>(1977年3月8日生)</p> <p>所有する当社の株式の数<br/>600株</p> | <p style="text-align: center;"><b>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</b></p> <p>2007年11月 営業創造株式会社(2014年7月 BCCホールディングス株式会社に商号変更)(注2)入社</p> <p>2008年10月 同社 管理本部 係長</p> <p>2009年10月 同社 経営企画室 課長</p> <p>2010年10月 同社 西日本事業部 マネージャー</p> <p>2016年9月 当社 執行役員、同スマイル・プラスカンパニー部長</p> <p>2017年10月 当社 事業統括本部長補佐</p> <p>2018年10月 当社 スマイル・プラスカンパニー カンパニー長</p> <p>2019年7月 当社 コンプライアンス推進室 室長</p> <p>2021年10月 当社 I R・コンプライアンス推進本部 本部長(現任)</p> <p>2021年12月 当社 取締役(現任)</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

**■取締役候補者とした理由**

同氏は、2007年に当社に入社後、管理本部、経営企画、事業部等の各部門を歴任し、社内各部門の業務を熟知しております。その経歴を通じて培った経験・見識から、I R及びコンプライアンス活動を推進するにあたり適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

|                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>候補者番号 5</p> <p>再任</p> <p>え ごし ひろ あき<br/>江 越 博 昭<br/>(1951年5月10日生)</p> <p>所有する当社の株式の数<br/>0株</p> | <p><b>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</b></p> <p>1977年 4月 通商産業省（現経済産業省）入省</p> <p>1990年 5月 日本貿易振興会（現独立行政法人日本貿易振興機構）デュッセルドルフセンター</p> <p>1999年 4月 地域振興整備公団地域産業振興部長</p> <p>2001年 7月 経済産業省 大臣官房参事官</p> <p>2004年 7月 同省 四国経済産業局長</p> <p>2005年 9月 トーヨーカネット株式会社 特別顧問</p> <p>2007年 7月 株式会社アルプス技研 常勤顧問</p> <p>2008年 3月 同社 代表取締役副社長</p> <p>2014年 3月 同社 特別顧問<br/>公益財団法人起業家支援財団（現公益財団法人とかち財団） 副理事長</p> <p>2018年 4月 当社 顧問</p> <p>2019年 8月 当社 取締役（現任）</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

**■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

同氏は、経済産業省の局長及び株式上場企業の役員として豊富な経験と広い見識を有し、当社経営陣から独立した立場で意思決定に際して適切な助言をいただいております。このことから引き続き社外取締役候補者といたしました。以上の経歴を踏まえ、同氏には幅広い経営的観点からの助言、意見及び業務執行の監督機能強化への貢献を期待しております。

|                                                                                                       |                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>候補者番号 6</p> <p>再任</p> <p>まつ しま より こ<br/>松 嶋 依 子</p> <p>(1979年8月31日生)</p> <p>所有する当社の株式の数<br/>0株</p> | <p style="text-align: center;"><b>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</b></p> <p>2008年 9 月 弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所 入所（現任）</p> <p>2019年 8 月 当社 取締役（現任）</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、弁護士として法務分野における豊富な経験と広い見識を有し、当社経営陣から独立した立場で意思決定に際して適切な助言をいただいております。このことから引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏は、これまで社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的な知見及び経験からの助言、意見及び業務執行の監督機能強化への貢献を期待しております。

- (注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 BCCホールディングス株式会社（吸収合併時親会社）及びスマイル・プラス株式会社は、2016年9月に当社が吸収合併しております。
- 3 江越博昭氏及び松嶋依子氏は、社外取締役候補者であります。  
なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本総会において、両氏が原案通り承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。
- 4 当社は、江越博昭氏、松嶋依子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
- 5 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害は、当該契約により填補することとしております。当該保険契約の内容の概要は事業報告に記載のとおりです。なお、各候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。次回更新時には同内容での更新を予定しております。
- 6 江越博昭氏及び松嶋依子氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ3年4か月となります。

(ご参考)

下表は、取締役及び監査役に対して、全ての知識・専門性・経験を表すものではなく、特に期待する専門性・経験を示しております（本総会において各取締役候補者が選任された場合）。

| 役員  | 役職    | 在任期間(年) | 企業経営 | マーケティング・営業 | 人事・労務・人材開発 | 法務・リスクマネジメント | ESG・サステナビリティ | 財務・会計 |   |
|-----|-------|---------|------|------------|------------|--------------|--------------|-------|---|
| 取締役 | 伊藤 一彦 | 代表取締役社長 | 8    | ●          | ●          |              | ●            | ●     | ● |
|     | 安原 弘之 | 専務取締役   | 8    | ●          | ●          | ●            | ●            | ●     |   |
|     | 岡林 靖朗 | 常務取締役   | 8    | ●          |            | ●            | ●            | ●     | ● |
|     | 小出 契太 | 取締役     | 1    | ●          | ●          |              | ●            | ●     | ● |
|     | 江越 博昭 | 社外取締役   | 3    |            | ●          | ●            |              | ●     |   |
|     | 松嶋 依子 | 社外取締役   | 3    |            |            | ●            | ●            | ●     |   |
| 監査役 | 藤 進治  | 常勤監査役   | 5    |            | ●          | ●            | ●            | ●     |   |
|     | 森重 洋一 | 社外監査役   | 8    |            |            |              | ●            | ●     | ● |
|     | 塚本 純久 | 社外監査役   | 4    |            |            |              | ●            | ●     | ● |

### 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2016年8月25日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役にに対し、新たに譲渡制限付株式を報酬等として付与することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものいたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せず当社の普通株式の発行又は処分を行う方法
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間6,000株以内、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額5百万円以内いたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものいたします。

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は4名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き対象取締役は4名となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものいたします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

**【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】**

本議案は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与するものです。

当社は2022年11月14日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を次頁のとおり決議しており、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は当該方針に沿う必要かつ合理的な内容となっています。また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2022年9月30日時点）に占める割合は0.5%とその希薄化率は軽微です。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

(ご参考)

取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容は以下のとおりです。

<取締役の個人別の報酬等の決定方針>

1. 基本方針

当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬額は、会社の業容規模や経営内容等を勘案し、取締役個人の担っている職責（当社への経営責任・貢献度等）等に応じた固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）と、当社の企業価値の持続的な向上を図る中長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬により構成しております。

当社の社外取締役の報酬額は、会社の業容規模や経営内容等を勘案した固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）により構成しております。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、会社の業容規模や経営内容等を勘案し、取締役個人の担っている職責（当社への経営責任・貢献度等）等に応じ、総合的に勘案して決定するものとしております。

当社の社外取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、会社の業容規模や経営内容等を勘案して決定するものとしております。

3. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く。）の非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図る中長期的インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬を採用しております。

その内容は事前交付型の譲渡制限付株式とし、毎年一定の時期に取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、株主総会で承認された範囲内で、会社の業容規模や経営内容等を勘案し、設定した金額の譲渡制限付株式を取締役の報酬として付与するものとします。また、当該譲渡制限付株式の給付期日から取締役その他取締役会で定める地位のいずれも退任（ただし、退任と同時にかかる地位のいずれかに就任または再任する場合があります。）する日までの間、当該譲渡制限付株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとします。

4. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬（金銭報酬）と譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬等）の支給割合は、取締役が中長期的な企業成長へ貢献し、かつ株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲が高まるように最も適切な支給割合となることを方針としております。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

当社は、取締役会にて取締役の個人別の基本報酬（金銭報酬）および譲渡制限付株式報酬の額を決定します。

以上

以上

## 1 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大や原油等資源価格の高騰、世界的な半導体不足など、さまざまな悪影響を受けながらも持ち直しの基調が見られましたが、2022年1月以降、オミクロン変異株による新規感染者数が急増したことに加えて、ロシアによるウクライナ侵攻も重なり、先行きの不透明さが増している状況です。

当事業を取り巻く環境につきましては、IT業界では、世界的な半導体不足により納期遅延や案件の進捗遅れなどの影響が見られたものの、情報セキュリティ強化やペーパーレス化などリモートワーク環境構築に関する需要やDXの進展により、市場は概ね堅調に推移しております。又、介護業界においては介護施設における新型コロナウイルス感染症対策の対応により現場の負担感が増す中で、人材の需要は依然として高い状況が続いております。

このような環境のもと、当社はIT営業アウトソーシング事業とヘルスケアビジネス事業の2つの事業に注力してまいりました。

IT営業アウトソーシング事業につきましては、営業アウトソーシングの派遣人員の拡大に向け、下方修正を行い、若年層を中心とした採用と教育に注力し、派遣及び業務委託の人員は過去最大の133名となりました。又、中小企業向け新規開拓営業の代理店を中心としたITソリューションでは、半導体不足による受注減によって売上高は横ばいで推移することとなりましたが、これまでのネットワーク販売実績の集大成としてBM X (注) という新たなサービスを開始しました。

ヘルスケアビジネス事業につきましては、これまで培ってきた介護従事者・自治体及び大手IT企業とのネットワークを生かし、自治体からの業務請負を継続して契約し、ヘルスケア分野への新規参入・事業拡大を目指す企業への市場調査やプロモーション支援等を提供するヘルスケア支援に注力しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は、1,142,357千円（前期比1.6%増）を計上することができました。利益面につきましては、営業利益48,343千円（前期比62.9%減）、経常利益50,594千円（前期比55.2%減）、当期純利益は32,284千円（前期比57.6%減）となりました。

なお、期末配当につきましては、利益剰余金の状況を勘案し、誠に遺憾ではありますが、引き続き無配とさせていただきます。ご了承賜りますようお願い申し上げます。

(注) BM X (ビーエムクロス) とは、当社が創業から培ってきたネットワークソリューション導入実績を基に、企業にとって運用負担を軽減し、必要な機能を選択、組み合わせることで、最適なネットワークソリューションを提供し、DX推進をサポートするサービスです。

事業別売上高

| 区 分            | 第 8 期         |           | 第 9 期 (当事業年度) |           | 前期比増減      |           |
|----------------|---------------|-----------|---------------|-----------|------------|-----------|
|                | 売上高           | 構成比       | 売上高           | 構成比       | 売上高        | 増減率       |
| IT営業アウトソーシング事業 | 千円<br>977,963 | %<br>87.0 | 千円<br>977,272 | %<br>85.5 | 千円<br>△690 | %<br>△0.1 |
| ヘルスケアビジネス事業    | 145,921       | 13.0      | 165,085       | 14.5      | 19,163     | 13.1      |
| 合計             | 1,123,885     | 100.0     | 1,142,357     | 100.0     | 18,472     | 1.6       |

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は6,943千円であり、その主なものは、介護レク広場Webサイト構築6,046千円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡等の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

企業を取り巻く経営環境は、急速な高齢化、経済格差、人口の減少、IT活用による情報格差等、かつてない社会構造の急速な変化の中にあり、顧客による選別や評価はなお一層厳しく、競争は激化するとともに企業の存在価値を常に問われる事業環境にあります。

当社が、このような加速度的に多様化する時代に、持続的に成長し社会貢献していくためには、強い組織の構築と事業規模の拡大により強固な経営基盤の確立を目指す必要があります。

これらを達成するために、現状下記の事項を対処すべき課題として取組んでまいります。

① IT営業アウトソーシングの認知度向上

当社のIT営業アウトソーシング事業は、未だ成長過程にあり、大手IT企業の顧客を更に増やし、事業を拡大するためには、認知度を向上することが必要となります。そのために、以下の課題に取り組んでまいります。

a. 人材育成強化・組織力の向上

これまでIT営業アウトソーシングは、営業人員を派遣することで、大手IT企業の営業支援を実施し、当事業年度末には、過去最高となる133名となりました。

より多くの企業を支援するためには、企業の多様な要望に応えられる人材の確保と育成が重要となります。そのためには、より人材の確保及び育成の強化、教育部門の組織力向上が課題となります。今後も未経験者や若年層など、広く人材の募集を行い、教育

部門を強化し、人材の育成を行うことで、IT営業人材を増加し、組織の拡大、組織力の向上を図ってまいります。

#### b. デジタルマーケティングによる啓蒙活動

当社では、これまで取引のあったIT企業とのネットワークを生かして、取引先を増やしてまいりました。当事業年度からは、更に顧客の獲得を目指して、インターネットを利用したデジタルマーケティングを開始いたしました。

新規顧客を増やしていくためには、今後、マーケットニーズを把握し、顧客の要望に応えるサービスの提供をしていくことが重要であると考えております。そのため、Webサイトの定期更新やプレスリリースなどで知名度を上げ、定期的な情報発信により顧客との関係を強化するための社内体制の改善を行ってまいりました。今後は、デジタルマーケティングを推進することで顧客との関係を強化し、顧客のニーズに合わせたサービスの提供を実施することで新規顧客の拡大を図ってまいります。

#### c. IT業界における顧客基盤の確立

当社では、IT営業アウトソーシング事業において、大手IT企業への派遣及び業務委託、中小企業へのIT支援を行ってまいりました。今後、IT営業アウトソーシングの認知度向上を行い、顧客基盤の確立を行う必要があると考えております。そのため、新規顧客を増やし、派遣及び業務委託の人員を増やすとともに、これまでのネットワーク販売実績の集大成となる新しいサービスであるBM Xの販売を拡大し、ストック型ビジネスの収益をあげることで、IT業界におけるリーディングカンパニーとして、顧客基盤の確立を行っていきます。

#### ② 自治体連携を通じたヘルスケア分野参入支援の拡大

当社のヘルスケアビジネス事業は、これまで自治体との連携による業務請負が収益の中心となっておりましたが、更に事業を拡大するためには、新規でヘルスケア分野に参入する企業の支援による顧客の増加が必要となります。これまでも企業のマーケティング支援を行ってまいりましたが、自治体との連携を深めることで、より一層のヘルスケア分野参入支援を実施してまいります。

#### ③ ビジネスモデルの推進

新たなビジネスモデルの推進を目的に、当事業年度で実施したベンチャー企業への事業支援のように、技術力やサービスを有するベンチャー企業との資本業務提携やM&Aを進めてまいります。

#### ④ IR活動の強化

株式市場での認知度及び企業価値向上を図るため、IR活動の強化を図ってまいります。独立したIR部門を中心に、株主・投資家向けのIR戦略の策定、企画・運営に取り組んでまいります。

## (6) 財産及び損益の状況

| 区 分        | 期 別  | 第6期       | 第7期       | 第8期       | 第9期                 |
|------------|------|-----------|-----------|-----------|---------------------|
|            |      | 2019年9月期  | 2020年9月期  | 2021年9月期  | (当事業年度)<br>2022年9月期 |
| 売上高        | (千円) | 1,004,981 | 1,031,042 | 1,123,885 | 1,142,357           |
| 経常利益       | (千円) | 42,053    | 45,074    | 113,004   | 50,594              |
| 当期純利益      | (千円) | 51,408    | 30,791    | 76,111    | 32,284              |
| 1株当たり当期純利益 | (円)  | 3,582.44  | 2,145.76  | 82.99     | 29.11               |
| 総資産        | (千円) | 461,792   | 467,360   | 813,327   | 830,420             |
| 純資産        | (千円) | 178,846   | 209,638   | 575,276   | 613,032             |
| 1株当たり純資産額  | (円)  | 12,463.20 | 14,608.97 | 520.37    | 550.42              |

- (注) 1 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
- 2 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数より自己株式を控除し算出しております。
- 3 2021年2月10日付で普通株式1株につき普通株式60株の割合で株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
- 4 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

## (7) 主要な事業内容

当社の主要な事業内容は、次のとおりであります。

### ① IT営業アウトソーシング事業

大手IT企業の営業部門を強化又は補完するため、営業派遣を中心とした営業アウトソーシング事業及び中小企業向け新規開拓営業の代理店を中心としたソリューション事業の2つの事業で構成しています。

### ② ヘルスケアビジネス事業

介護レクリエーションの普及と介護・高齢者支援人材とのネットワークを構築する介護レクリエーション事業とヘルスケア・リビングラボ構想を基にしたヘルスケア関連施設の運営及びヘルスケア分野で新規参入・事業拡大を目指す企業へ市場調査やプロモーション支援のプログラムを提供するヘルスケア支援事業の2つの事業で構成しております。

## (8) 主要な事業所

| 名 称     | 所 在 地   |
|---------|---------|
| 大阪本社    | 大阪市西区   |
| 東京本社    | 東京都千代田区 |
| 名古屋支店   | 名古屋市中区  |
| A T C支店 | 大阪市住之江区 |

## (9) 従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 |
|---------|-------------|
| 191名    | 18名増        |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員18名を含んでおりません。

## (10) 主要な借入先及び借入額

(単位：千円)

| 借 入 先        | 借 入 残 高 |
|--------------|---------|
| 株式会社三井住友銀行   | 18,002  |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 5,804   |
| 株式会社みずほ銀行    | 4,185   |

## (11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 3,444,000株  
 (2) 発行済株式の総数 1,113,800株  
 (3) 株主数 1,055名  
 (4) 大株主

| 株 主 名                    | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|--------------------------|----------|---------|
| 伊藤一彦                     | 270,000株 | 24.24%  |
| B C C 社員持株会              | 64,600株  | 5.80%   |
| プラス株式会社                  | 60,000株  | 5.38%   |
| 伊藤貴子                     | 54,000株  | 4.84%   |
| K & P パートナーズ1号投資事業有限責任組合 | 42,000株  | 3.77%   |
| 株式会社DMM. c o m証券         | 39,600株  | 3.55%   |
| 山上豊                      | 36,400株  | 3.26%   |
| 日本証券金融株式会社               | 31,600株  | 2.83%   |
| 岡林靖朗                     | 30,600株  | 2.74%   |
| 有限会社K I T                | 30,000株  | 2.69%   |

(注) 1 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てております。

2 持株比率は、自己株式(47株)を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

##### ① 2016年9月27日開催の臨時取締役会決議による新株予約権（第1回新株予約権）

- a. 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- b. 新株予約権の行使価額 1個につき40,020円
- c. 新株予約権の行使条件
  - ・新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、定年退職その他当社が正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。
  - ・新株予約権者が死亡した場合、相続人による新株予約権の行使は認めない。
- d. 新株予約権の行使期間 2018年10月1日から2026年8月31日まで
- e. 当社役員の保有状況

|               | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保有者数 |
|---------------|---------|---------------|------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 422個    | 普通株式25,320株   | 3名   |
| 監査役           | 40個     | 普通株式2,400株    | 1名   |

##### ② 2017年9月19日開催の臨時取締役会決議による新株予約権（第2回新株予約権）

- a. 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- b. 新株予約権の行使価額 1個につき40,020円
- c. 新株予約権の行使条件
  - ・新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、定年退職その他当社が正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。
  - ・新株予約権者が死亡した場合、相続人による新株予約権の行使は認めない。
- d. 新株予約権の行使期間 2019年10月1日から2026年8月31日まで
- e. 当社役員の保有状況

|               | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保有者数 |
|---------------|---------|---------------|------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 46個     | 普通株式2,760株    | 1名   |
| 監査役           | 31個     | 普通株式1,860株    | 1名   |

**(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況**

該当事項はありません。

**(3) その他新株予約権等に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                               |
|-----------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 伊 藤 一 彦 | 一般社団法人日本アクティブコミュニティ協会代表理事                                                                                  |
| 専 務 取 締 役 | 安 原 弘 之 | 事業統括本部長<br>ヘルスケアビジネス事業部長                                                                                   |
| 常 務 取 締 役 | 岡 林 靖 朗 | 管理本部長                                                                                                      |
| 取 締 役     | 小 出 契 太 | IR・コンプライアンス推進本部長                                                                                           |
| 取 締 役     | 江 越 博 昭 |                                                                                                            |
| 取 締 役     | 松 嶋 依 子 | 弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所                                                                                            |
| 常 勤 監 査 役 | 藤 進 治   |                                                                                                            |
| 監 査 役     | 森 重 洋 一 | 株式会社のぞみ合同会計社 代表取締役<br>愛眼株式会社 取締役                                                                           |
| 監 査 役     | 塚 本 純 久 | 塚本公認会計士事務所 代表<br>株式会社オフィストゥーカム 代表取締役<br>神戸天然物化学株式会社 監査役<br>アルテ監査法人 代表社員<br>株式会社オステオファーマ 監査役<br>株式会社TSK 監査役 |

- (注) 1 取締役江越博昭氏及び松嶋依子氏は、社外取締役であります。
- 2 監査役森重洋一氏及び塚本純久氏は、社外監査役であります。
- 3 当社は取締役江越博昭氏及び松嶋依子氏、監査役塚本純久氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 4 取締役松嶋依子氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 5 監査役森重洋一氏及び塚本純久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 6 取締役松嶋依子氏が兼職している他の法人等と当社との間に人的関係、資本関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。
- 7 監査役森重洋一氏及び塚本純久氏が兼職している他の法人等と当社との間に人的関係、資本関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害は、当該契約により填補することとしております。当該契約の被保険者は、当社取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分              | 支給人員       | 報酬等の額                 |
|------------------|------------|-----------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 6名<br>(2名) | 47,900千円<br>(4,800千円) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名) | 14,400千円<br>(5,400千円) |
| 合 計              | 9名         | 62,300千円              |

- (注) 1 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
- 2 取締役の報酬限度額は、2016年8月25日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内と決議されており、同臨時株主総会終結時の取締役の員数は3名であります。
- 3 監査役の報酬限度額は、2014年6月26日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議されており、同臨時株主総会終結時の監査役の員数は1名であります。
- 4 取締役の報酬は、業績連動報酬及び非金銭報酬はなく固定報酬のみであり、取締役の個人別の金額は、取締役会にて決定しております。
- 5 監査役の報酬は、業績連動報酬及び非金銭報酬はなく固定報酬のみであり、監査役の個人別の金額は、監査役の協議にて決定しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係  
重要な兼職の状況等につきましては、「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。
- ② 当事業年度における主な活動状況

| 氏名   | 地位    | 主な活動状況                                                                                                           |
|------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 江越博昭 | 社外取締役 | 当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回出席しております。経済産業省や上場企業の役員等において培われた豊富な経験と見地から適宜発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 松嶋依子 | 社外取締役 | 当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回出席しております。主に弁護士として培ってきた豊富な経験と見地から適宜発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。          |
| 森重洋一 | 社外監査役 | 当事業年度に開催された取締役会には17回中17回、監査役会には19回中19回出席しております。主に公認会計士として培ってきた豊富な経験と見地から、適宜発言を行っております。                           |
| 塚本純久 | 社外監査役 | 当事業年度に開催された取締役会には17回中17回、監査役会には19回中19回出席しております。主に公認会計士として培ってきた豊富な経験と見地から、適宜発言を行っております。                           |

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役江越博昭氏及び松嶋依子氏、監査役森重洋一氏及び塚本純久氏とは、会社法第427条第1項に基づく、会社法第423条第1項の責任を、法令の定める最低責任限度額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結しております。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 支払額      |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 18,800千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18,800千円 |

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

又、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

当社は会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正を確保するための体制の整備を目的として、2021年9月29日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針について決議いたしました。当該方針に従って、以下のとおり内部統制システムを整備・運用しております。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 取締役及び使用人（以下、「役職員」という）の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、行動指針を制定し、役職員はこれを遵守する。
  - b. 取締役会規程を始めとする社内諸規程を制定し、社内ポータルサイト上に掲示することで、役職員が内容の確認を行えるようにしている。
  - c. I R・コンプライアンス推進本部をコンプライアンスの統括部署として、リスク・コンプラ委員会、管理本部と連携のうえ、役職員に対する適切な教育研修やコンプライアンスの情報共有を執り行っている。
  - d. コンプライアンス体制を構築し、定期的に全社に対してコンプライアンスを守るための意識付けを行う。
  - e. 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査部門を設置し、内部監査規程に基づき内部監査を実施する。又、内部監査部門は必要に応じて監査役及び会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a. 取締役会議事録、経営会議議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
  - b. 文書の統括管理部署である管理本部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 

当社は、リスク・コンプラ委員会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る危機管理規程を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を必要に応じて適時に開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
  - b. 社外取締役を選任し、多様な視点から取締役会の適切な意思決定を図るとともに、監督機能の一層の強化を図る。
  - c. 取締役会で決定した方針及び計画に基づき、社長は、業務の執行及び本部長にその業務の指示を行う。

- d. 取締役会の下に経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行う。又、経営会議には、原則常勤監査役が出席し、適切な意思決定を図る。
  - e. リスク・コンプラ委員会を設置し、担当部署から報告された多様なリスクを可能な限り未然に防止できるよう検討を行う。
  - f. 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、職務権限規程等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。
- ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 企業理念等を記載した「BCC Quality」を全社で共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保する。
  - b. 内部監査による業務監査により、業務全般にわたる経営目標の効果的な達成を目標として、合法性と合理性の観点からの業務遂行を確保する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。
  - b. 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査役会又は監査役会に指名された監査役がこれを行う。又、人事異動に関しては、監査役会又は監査役会に指名された監査役が事前協議を行い、同意を得る。
- ⑦ 役職員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- a. 役職員は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
  - b. 監査役は、取締役会を含む全ての重要会議に出席できる。
  - c. 当社の業務執行に関する重要な書類を監査役に回付するほか、必要に応じ、役職員が監査役への報告・説明を行う。
  - d. 監査役への報告や内部通報制度による連絡をした者は、当該報告・連絡をしたことを理由として不利な扱いを受けないものとする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 社長及び内部監査部門は、監査役と定期的に意見交換を行う。
  - b. 監査役は、取締役会を始め、経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
  - c. 監査役会は定期的に内部監査担当及び会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、財務報告の信頼性を向上させるため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を遵守し、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持・向上を図る。

⑩ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- a. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
  - (a) 当社の行動指針、社内規程等に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
  - (b) 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係をもたない。又、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。
- b. 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
  - (a) 反社会的勢力対応運用細則における基本方針について明文化し、全社の行動指針とする。
  - (b) 反社会的勢力の排除を推進するために管理本部が一元管理を行い、各拠点では最初の接触を拒否し、各拠点の所属長より管理本部に報告する。
  - (c) 反社会的勢力対応規程等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。
  - (d) 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
  - (e) 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。
  - (f) 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 取締役会は、監査役出席のもと、原則月1回の定例取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、業務執行に関する重要事項の意思決定の他、業績の進捗状況等その他の業務上の報告を行い情報の共有をするとともに、取締役の職務の執行を監督しております。
- ② 監査役会は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査部門、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換の連携を図っております。
- ③ 内部監査部門は、内部監査基本計画書に基づき、当社の各部門の業務執行、会計処理及び内部統制監査を行っております。

(注) 事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。



## 損益計算書 (2021年10月1日から2022年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額   |                |
|-----------------|-------|----------------|
| 売上高             |       | 1,142,357      |
| 売上原価            |       | 652,235        |
| <b>売上総利益</b>    |       | <b>490,122</b> |
| 販売費及び一般管理費      |       | 441,778        |
| <b>営業利益</b>     |       | <b>48,343</b>  |
| 営業外収益           |       |                |
| 受取利息            | 5     |                |
| 助成金収入           | 2,415 |                |
| その他             | 168   | 2,589          |
| 営業外費用           |       |                |
| 支払利息            | 338   | 338            |
| <b>経常利益</b>     |       | <b>50,594</b>  |
| 特別損失            |       |                |
| 減損損失            | 6,046 | 6,046          |
| <b>税引前当期純利益</b> |       | <b>44,548</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 6,856 |                |
| 法人税等調整額         | 5,407 | 12,264         |
| <b>当期純利益</b>    |       | <b>32,284</b>  |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2021年10月1日から2022年9月30日まで)

(単位：千円)

|                          | 株主資本    |         |          |         |
|--------------------------|---------|---------|----------|---------|
|                          | 資本金     | 資本剰余金   |          |         |
|                          |         | 資本準備金   | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高                    | 168,762 | 168,762 | 208,000  | 376,762 |
| 当期変動額                    |         |         |          |         |
| 新株の発行                    | 2,761   | 2,761   |          | 2,761   |
| 当期純利益                    |         |         |          |         |
| 自己株式の取得                  |         |         |          |         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |         |         |          |         |
| 当期変動額合計                  | 2,761   | 2,761   |          | 2,761   |
| 当期末残高                    | 171,524 | 171,524 | 208,000  | 379,524 |

|                          | 株主資本     |             |      |            | 純資産<br>合計 |
|--------------------------|----------|-------------|------|------------|-----------|
|                          | 利益剰余金    |             | 自己株式 | 株主資本<br>合計 |           |
|                          | その他利益剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |      |            |           |
|                          | 繰越利益剰余金  |             |      |            |           |
| 当期首残高                    | 29,750   | 29,750      |      | 575,276    | 575,276   |
| 当期変動額                    |          |             |      |            |           |
| 新株の発行                    |          |             |      | 5,522      | 5,522     |
| 当期純利益                    | 32,284   | 32,284      |      | 32,284     | 32,284    |
| 自己株式の取得                  |          |             | △50  | △50        | △50       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |          |             |      |            |           |
| 当期変動額合計                  | 32,284   | 32,284      | △50  | 37,756     | 37,756    |
| 当期末残高                    | 62,034   | 62,034      | △50  | 613,032    | 613,032   |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他の有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しております。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品 移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。

但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備） 7～15年

工具、器具及び備品 4～12年

##### ② 無形固定資産

定額法によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

当事業年度においては、貸倒実績はなく、又、貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う金額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① IT営業アウトソーシング事業

a. 営業アウトソーシング事業

IT営業に特化した人材を顧客に派遣するサービス等の提供を行っております。顧客に対し、契約に基づき労働力を提供することを履行義務として識別しており、派遣社員の労働時間の経過により履行義務が充足されると判断し、契約時間から超過時間及び減算時間の調整を実施したうえで、収益を認識しております。

b. ソリューション事業

IT機器の販売及びネットワークサービス等の提供を行っております。顧客との契約による商品の引渡し又はサービスの提供を履行義務として識別しており、商品を引渡し顧客が検収した時点又はサービスの提供時点で履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。なお、利用期間の定めのあるサービスに関しては、役務提供期間にわたって履行義務が充足されると判断し、役務提供期間にわたり収益を認識しております。

② ヘルスケアビジネス事業

a. ヘルスケア支援事業

ヘルスケア関連施設の運営受託及びヘルスケア分野での事業拡大及び参入を検討する企業に対しプロモーション支援等を行っております。顧客との契約によるサービスの提供を履行義務として識別しており、サービスの提供時点で履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。

b. 介護レクリエーション事業

「レクリエーション介護士」資格の運営、介護レクリエーションの代行サービス等を行っております。顧客との契約によるサービスの提供を履行義務として識別しており、サービスの提供時点で履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。

なお、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は、ヘルスケアビジネス事業において仕入が必要となる一部の取引について、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

この結果、当事業年度の売上高及び売上原価に与える影響は軽微であり、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」として表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のある会計上の見積りはありません。

### 4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 16,906千円

### 5. 損益計算書に関する注記

#### (1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

3,794千円

販売費及び一般管理費

468千円

#### (2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

| 場所            | 用途    | 種類        |
|---------------|-------|-----------|
| 当社<br>(大阪市西区) | 事業用資産 | ソフトウェア仮勘定 |

当社は、事業セグメントを基礎とし、事業別に資産のグルーピングを行い、減損損失の認識の判定を行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて、当初想定していた収益を見込めなくなり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、ソフトウェア仮勘定6,046千円であります。

なお、資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零としております。

### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株)(注) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末の株式数(株) |
|-------|----------------|------------------|---------------|---------------|
| 普通株式  | 1,105,520      | 8,280            | —             | 1,113,800     |

(注) 普通株式の増加の内訳は以下のとおりであります。

ストック・オプション行使による新株発行による増加 8,280株

(2) 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株)(注) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末の株式数(株) |
|-------|----------------|------------------|---------------|---------------|
| 普通株式  | —              | 47               | —             | 47            |

(注) 普通株式の増加の内訳は以下のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 47株

(3) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 52,740株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、主に事業拡大のための採用計画、販促計画に照らして必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い現金及び預金で運用しており、又、運転資金を金融機関からの借入により調達しております。

なお、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。保証金は、主に事務所賃借に伴う差入保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金の支払期日は、1年以内であります。借入金は、運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期間は、決算日後5年以内であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、事業統括本部が管理本部と連携して、主要な取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、取引銀行2行と当座貸越契約を締結することにより、必要な手許流動性を維持し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

|           | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|-----------|------------------|------------|------------|
| 差入保証金     | 20,103           | 19,890     | △213       |
| 資産計       | 20,103           | 19,890     | △213       |
| 長期借入金(※2) | 27,991           | 27,992     | 1          |
| 負債計       | 27,991           | 27,992     | 1          |

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」及び「未払金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(※2) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(※3) 市場価格のない株式等は、上記表中に含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分         | 貸借対照表計上額<br>(千円) |
|------------|------------------|
| 非上場株式      | 10,000           |
| 投資事業有限責任組合 | 8,000            |
| その他        | 1,000            |

(注) 長期借入金の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 11,566       | 6,415               | 3,996               | 3,996               | 2,018               | —           |

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価で貸借対照表に計上している金融商品  
該当事項はありません。

- ② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分    | 時価 (千円) |        |      |        |
|-------|---------|--------|------|--------|
|       | レベル1    | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 差入保証金 | －       | 19,890 | －    | 19,890 |
| 資産計   | －       | 19,890 | －    | 19,890 |
| 長期借入金 | －       | 27,992 | －    | 27,992 |
| 負債計   | －       | 27,992 | －    | 27,992 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

差入保証金

契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを国債の利回りなど観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負 債

長期借入金

変動金利によるものは、市場金利を反映しており、又、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

|          |          |
|----------|----------|
| 繰延税金資産   |          |
| 未払事業税    | 486千円    |
| 賞与引当金    | 13,275千円 |
| 未払法定福利費  | 2,343千円  |
| 棚卸資産評価損  | 275千円    |
| 減損損失     | 2,768千円  |
| 減価償却超過額  | 3,292千円  |
| 資産除去債務   | 2,314千円  |
| その他      | 665千円    |
| 繰延税金資産小計 | 25,421千円 |
| 評価性引当額   | △1,064千円 |
| 繰延税金資産合計 | 24,356千円 |

## 9. 持分法損益等に関する注記

当社が有している子会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい非連結子会社であるため、記載を省略しております。

## 10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

|               | 報告セグメント (千円)   |             |           |
|---------------|----------------|-------------|-----------|
|               | IT営業アウトソーシング事業 | ヘルスケアビジネス事業 | 合計        |
| 営業アウトソーシング事業  | 912,790        | －           | 912,790   |
| ソリューション事業     | 64,481         | －           | 64,481    |
| ヘルスケア支援事業     | －              | 139,842     | 139,842   |
| 介護レクリエーション事業  | －              | 25,243      | 25,243    |
| 顧客との契約から生じる収益 | 977,272        | 165,085     | 1,142,357 |
| その他の収益        | －              | －           | －         |
| 外部顧客への売上高     | 977,272        | 165,085     | 1,142,357 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報  
 「個別注記表（1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記）（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

| 項目                  | 金額（千円）  |
|---------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 122,958 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 130,391 |
| 契約負債（期首残高）          | 1,051   |
| 契約負債（期末残高）          | 12,608  |

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社の残存履行義務は、IT営業アウトソーシング事業のソリューション事業における利用期間の定めのあるサービス等に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

| 期間   | 金額（千円） |
|------|--------|
| 1年以内 | 9,039  |
| 1年超  | 3,568  |
| 合計   | 12,608 |

## 11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 550円42銭  
 1株当たり当期純利益 29円11銭

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 監査報告書

## 会計監査人の監査報告書（謄本）

### 独立監査人の監査報告書

2022年11月9日

BCC株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 康 仁  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 溝 静 太  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、BCC株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。更に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書（謄本）

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。又、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月11日

BCC株式会社 監査役会

常勤監査役 藤 進 治 ㊟

社外監査役 森 重 洋 一 ㊟

社外監査役 塚 本 純 久 ㊟

以 上

# 株主総会会場ご案内図



## 場所

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号  
ATC (アジア太平洋トレードセンター)  
ITM棟11F西側  
大阪環境産業振興センター  
おおさかATCグリーンエコプラザ  
セミナールーム

TEL 06-6615-5888

## 交通のご案内

大阪メトロ南港ポートタウン線  
「トレードセンター前駅」下車直結

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申し上げます。

## 会場への道順

※「入口」にて、新型コロナウイルス感染拡大予防対策へのご協力をお願いいたします。  
(検温、大阪コロナ追跡システムへの登録、マスク着用、手指消毒)

